

平成21年第4回佐渡市議会定例会会議録（第6号）

平成21年6月25日（木曜日）

議事日程（第6号）

平成21年6月25日（木）午前10時00分開議

第1 議案第133号から議案第137号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（28名）

1番	松本正勝	君	2番	中川直美	君
3番	中村剛一	君	4番	白杵克身	君
5番	金田淳一	君	6番	浜田正敏	君
7番	廣瀬擁	君	8番	小田純一	君
9番	小杉邦男	君	10番	大桃一浩	君
11番	中川隆一	君	12番	岩崎隆寿	君
13番	中村良夫	君	14番	若林直樹	君
15番	田中文夫	君	16番	金子健治	君
17番	村川四郎	君	18番	佐藤孝	君
19番	金光英晴	君	20番	猪股文彦	君
21番	川上龍一	君	22番	本間千佳子	君
23番	金子克己	君	24番	根岸勇雄	君
25番	近藤和義	君	26番	祝優雄	君
27番	加賀博昭	君	28番	竹内道廣	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎	君	副市長	甲斐元也	君
会計管理者	本間佳子	君	総務部長	齋藤英夫	君
企画財政部長	齋藤元彦	君	市民環境部長	金子優	君
福祉保健部長	佐々木正雄	君	産業観光部長	金子晴夫	君
建設部長	田畑孝雄	君	総務部部長 (総務課長)	中川義彦	君

企画財政部 副部長 (財政課長)	本	間	進	治	君	市民環境部 副部長 (共生・環境課長)	木	下	良	則	君
福祉保健部 副部長 (社会福祉課)	新	井	一	仁	君	産業観光部 副部長 (観光課長)	計	良	範	龍	君
建設部 副部長 (建設課長)	渡	邊	正	人	君	教育長	渡	邊	剛	忠	君
教育次長	山	本	充	彦	君	両津病院 管理部長	菊	地	賢	一	君
選挙管理 委員会 事務局長	藤	井	雄	一	君	監査委員 事務局員長	鹿	野	義	廣	君
農業委員 会会長	伊	藤	將	美	君	消防長	加	藤	貴	一	君
市民課長	佐	藤	弘	之	君	健康推進 課長	川	上	博	司	君

事務局職員出席者

事務局長	山	田	富	巳	夫	君	事務局次長	池	昌	映	君	
議事調査 係長	中	川	雅	史	君		議事係	谷	川	直	樹	君

午前10時00分 開議

○議長（竹内道廣君） おはようございます。ただいまの出席議員数は28名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 議案第133号から議案第137号

○議長（竹内道廣君） 日程第1、議案第133号から議案第137号までを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） おはようございます。それでは、ただいまの許可を得て、議案第133号から137号まで一括して上程、ご説明を申し上げます。

議案第133号 佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、緊急の少子化対策として、平成21年10月から平成23年3月までの間、出産育児一時金の支給額が全国一律に4万円引き上げられることに伴い、この期間の支給額を現行の38万円から42万円に引き上げるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第134号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国民健康保険被保険者の前年の所得が確定したことを受け、本算定を行い、医療分、後期高齢者支援等及び介護納付金の所得割額、均等割額等の改正並びに低所得者被保険者への軽減額について改正を行うものであります。

議案第135号 財産の交換について。本案は、佐渡総合病院移転新築用地確保に当たり、佐渡農業協同組合と新潟県厚生農業協同組合連合会及び佐渡市の3者間で土地を交換する必要性が生じたことから、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第136号 平成21年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,440万7,000円を減額し、予算総額を433億1,447万円とするものであります。主な補正内容は、歳入では平成20年度分の精算に伴う国民健康保険特別会計からの繰入金増額計上、国民健康保険基盤安定負担金の国庫支出金及び県支出金などの減額計上、また歳出においては国民健康保険特別会計への繰出金の減額計上であります。

議案第137号 平成21年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、国民健康保険事業の保険税本算定等に伴い、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億5,663万4,000円を追加し、予算総額を72億2,857万2,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では療養給付費等交付金、前期高齢者交付金及び繰越金の増額計上、保険税、国庫及び県支出金、共同事業交付金及び繰入金等の減額計上、また歳出では保険給付費、後期高齢者支援金、保健事業費、基金積立金等の増額計上、老人保健拠出金、介護納付金の減額計上であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第133号 佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第133号についての質疑を終結いたします。

議案第134号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第134号についての質疑を終結いたします。

議案第135号 財産の交換についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 私の委員会ですので、後で詳しくは聞きますが、今市長の提案理由について、必要が生じたというふうなことだけでは市民はよく理解できないと思いますので、そのところをよくわかるように説明いただきたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 補足説明を許します。

佐々木福祉保健部長。

○福祉保健部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

交換の必要ということですが、さきの3月議会等でもお話が出ましたが、病院の用地を佐渡市のほうで提供するということがございまして、今建設をしようとしている土地につきましては、小学校の校庭のほうの一部と、あと佐渡農協の農機車両センター等が一部かかりますので、その農機車両センターを市が購入するところを前回のところでご報告したわけなのですが、ここにつきましては車両センターがございまして、これを移転補償が必要ということございまして、この車両センターの移転補償については厚生連のほうで面倒を見るということでは進んだところ、交換してしまうと市の土地になるわけですので、そこをよその人の土地のところを補償するということはいかかなものかということがございまして、これを厚生連のほうで購入していただくということございまして、それで、そのかわり、それに当たる厚生連の土地を佐渡市がいただくと、交換させてもらうということで、3者の交換ということございまして、よろしく申し上げます。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） そのことは、3月まででわかっているのですが、ここへ来て④番が市の土地になるということについて、この前の全協で、将来の移転というふうなことを腹の中にあるのだというふうな説明だったと私は記憶するのですが、この④番の佐渡総合病院の現在の土地だと思うのですが、そうしますと私がここで聞きたいのは、将来道を広げるとすると、今佐渡農協のガソリンスタンド等の移転が絡んでくる。そのために、既に市としてはここを確保しておいて、そのときに使うというふうなことを考えてこの急に4番の土地を佐渡市にくれますよと、簡単に言うと厚生連がくれますよというふうなことについてのその辺の事情を説明していただきたい。

○議長（竹内道廣君） 補足説明を許します。

佐々木福祉保健部長。

○福祉保健部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

先ほどの3者交換ということで、今議員ご指摘の現在佐渡病院が建っている土地について、市のほうと交換するということがございまして、これにつきましては、実際佐渡病院の建築が予定にしますと平成23年

の10月開設の予定でおりますが、実際的にはそこまで、ここには旧病院が移転が終わるまでは建っているということになりますけれども、道路幅幅につきましては後でちょっと、間違ったら建設部長にお願いしたいのですが、それまでに用地交渉等は終わるような形になると思います。ただ、現実的には病院が建っていますので、23年の秋以降でないと、この土地は使えないということでございまして、これについては先ほどの補償の問題も含めまして、今のところ白紙の状態というのが現状でございます。

○議長（竹内道廣君） 祝優雄君。

○26番（祝 優雄君） 今までの長い審査といいますか、説明を執行部等も議会等もやりとりをしてきました、この病院のことについては。それで、病院を建てるための経費の3分の1ずつを負担をしていきましようというのも大概議会のほうは理解をしたのかなという気もします。私は理解していませんが。それで、今回土地の交換というものが具体的に出てきました。それで、3分の1はわかりました。根拠が非常にあいまいですけども、わかりました。この土地を路線価で評価をしたときに、佐渡市が提供していく土地、この面積等の関係で金額はどのくらいになりますか。

○議長（竹内道廣君） 補足説明を許します。

佐々木福祉保健部長。

○福祉保健部長（佐々木正雄君） 評価額でございますが、資料に図面お持ちだと思いますけれども、まず4番で、厚生連から佐渡市が受け取る場所につきましては、面積的には4,700平米、端数ありますが、あと評価額が1億7,000万でございます。これも端数が7,007万4,000円ということになりますし、ガソリンスタンドの3番のところですが、これにつきましても1億7,013万5,000円ということでございます。あと、カントリーエレベーターの付近と1番の北側の駐車場、これ……済みません。先ほどのガソリンスタンドの面積が約5,000平米です。あと、カントリーエレベーターと北側駐車場につきましては、面積は1万1,000平米で、評価額がこれも1億7,013万円ということでございます。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 祝優雄君。

○26番（祝 優雄君） 私が聞いておるのは、等価をした、交換をする評価を聞いているのではなくて、敷地の提供などがあるでしょう。小学校の土地の提供していくとか、そういう佐渡市が提供していく土地の面積を路線価で計算をしたときには幾らぐらいの提供になるのですかと聞いている。今の等価交換をしたところの3地点の評価を私聞いたのではない。総額で、いわゆる3分の1ずつの負担はわかったよと、だけれども現物で提供するものの評価はどのくらいになるのということ。

○議長（竹内道廣君） 暫時休憩します。

午前10時15分 休憩

午前10時19分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第135号についての質疑を終結いたします。

議案第136号 平成21年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第136号についての質疑を終結いたします。

議案第137号 平成21年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 3点ほどお尋ねをいたします。

1つは、前回の本会議の中で1人当たりの税額についての説明はあったわけですが、昨年に比べて医療と後期高齢者関係で3,680円の減と、昨年、19年度に比べると5,457円の増ということになるかと思うのですが、そして全体では昨年比では4,706円の減、19年度比では5,567円の増となるという理解でよろしいのかということが1点。

2点目は、新型インフルエンザの対応についてどのようにされているのか、お尋ねをしたい。

3点目には、資格証明書の発行状況、何世帯で何人いらっしゃるのか、お願いします。

○議長（竹内道廣君） 補足説明を許します。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤弘之君） お答えします。

1点目の保険税の比較の件でございますけれども、部長が先回の本会議で説明しました世帯当たり、21年と20年度の比較ですと……1人当たり、ごめんなさい。1人当たりの額でいきますと、20年度、一般の場合5万7,199円、21年度、5万3,519円、マイナスの3,680円。退職、21年度、6万1,177円、20年度、7万3,753円、マイナスの1万2,576円です。一般、退職合計しますと、21年度、5万4,188円、20年度、5万8,536円、マイナスの4,348円になっております。19年度との比較は、済みません。ちょっと資料を準備していないので、ちょっと出せません。

それと、新型インフルエンザの対応についてのご質問なのですけれども、ちょっと病院のほうに確認しましたら、新型インフルエンザで1週間程度入院しますと、医療費総額として15万円かかるということですので。7割が保険者負担としますと、10万5,000円になります。したがって、これについては約1割の被保険者2,000人が罹患したという想定をしますと、その金額につきましては約2億1,000万円程度かかるということですので、その部分については基金の部分では対応できるというふうに考えております。よろしく申し上げます。

資格証につきましては、5月末現在で発行した世帯が207世帯でございます。よろしく申し上げます。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 前段の金額については私の計算と同じで、それはいいのですが、新型インフルエンザ対策と資格証明書の関係、なぜ聞いたかということ、今人数はなかったのですが、5月の18日の時点で国から、資格証明書を持っている方々はインフルエンザにかかる10割、全額持たねばいかぬから、かかれぬからということで、特別な対応しろということが出ていて、全国的に通達が出ていると思うのですが、その対応は全くされていないという理解でよろしいですか。

○議長（竹内道廣君） 説明を許します。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤弘之君） お答えします。

現在でも、資格者世帯で医療が必要な場合については短期証の発行するという運用しております。したがって、資格者世帯でありましても、医療が必要ということで私どもに相談いただければ、短期証を交付しまして、医療にかかれるということになっておりますので、よろしくお願いします。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 違うのです。ニュースにも出ていますが、資格証明書、つまり保険証がない方は、熱が出ても、筋肉痛になっても、インフルエンザの症状になっても病院にかからないから、そうすると感染がふえるから、それではだめだからということで皆さん方のところに通知が来ていて、5月18日発です。来ていて、きのう聞いたと、普通の自治体ではそういった方々に、資格証でも、そういった熱があるときにはかかっていいですよということを通知をするなり、あるいは短期証に全部切りかえるということを行っている自治体が全国的にあるわけです。今課長が言った中身で言うと、それは鳥インフルエンザ前の厚労省の見解です。ところが、インフルエンザ、いろいろありますけれども、どっちにしてもすぐかかれるような措置をとれということで18日付発で出て、全国ではやっているのです。つまり先ほど208世帯と言いましたか、現時点であるということは、普通のところに行くと、資格証明書世帯はいるが、この方々は医療が受けられるということに全部切りかえられているはずなのです。ところが、今の話だとやっていないということは、そういう理解でよろしいですか。周知徹底していないということで。周知徹底していなければいけませんよ、これ。市には対策室とか、情報室とか、立ち上げているのですか。その辺どうなっているのですか。

○議長（竹内道廣君） 説明を許します。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤弘之君） お答えします。

私どもちょっとその厚労省から出ている部分についての対応については、現在まだ十分検討しておりません。そういう通知に従いまして広報等を進めていきたいと、そういうふうに考えております。よろしくお願いします。（下線部について6月30日に発言訂正）

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 市長に、私はさきの一般質問のやつを分析したら、市長の答弁も、それから副市長の答弁も許しがたい。気迫に欠ける。そこで、気迫に欠けると、ああいう行き違いの答弁になる。そこで、これはやめておこうと思ったのだけれども、気迫を込めて質疑をすることにする。

予算書の15ページ、一体全体この療養給付費交付金、これが何で1億1,231万1,000円と突出しておるのか、この説明を願いたい。

次に、共同事業交付金、9というのがあるでしょう。ナンバー9と。共同事業交付金が何で7,706万7,000円減額されるの。これはどういうことかということ、高額療養費にかかわる交付金なのです。佐渡は、高額療養費が下がるということの意味しておるの、これは。その説明を願いたい。

それから、11番の繰入金、何で1,440万7,000円減額したの。

今私が3つのことを言ったけれども、これは重大な意味があるのです。どういうことかということ、まだ保険税は下がると、下げられるということはこの3つの数字から読み取れるのだと。もっと気迫を込めてやりなさいというあれを込めて申し上げました。どうぞ。

○議長（竹内道廣君） 説明を許します。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤弘之君） お答えします。

退職に係る療養給付費等交付金でございますけれども、これは退職被保険者の医療に基づいて算出するものでございます。保険証でいうとマル退という表示をされている被保険者の療養給付費が上がりますと、それに伴いまして、その療養給付費から退職被保険者の保険税を控除した部分、それについて支払基金のほうから交付される金額でございます。当初予算の計上の段階で、退職被保険者の医療給付費等の見積もりがやや低かったというようなこともございまして、今回退職被保険者の保険税もほぼ算定できましたので、その差額を計上させてもらったということでございます。

2点目の共同事業交付金の内容でございますけれども、これは議員おっしゃいました高額に対する交付金と、もう一点、保険財政共同安定化事業という交付金が2つ、2本立てになっております。先ほどの高額というのは、80万円を超える医療を使った場合、超えた額の59%、これは国保連合会を通じて交付される……

〔「そんなのはわかって聞いておるんだというのさ。何で三角になったんだと聞いておるんだというの」と呼ぶ者あり〕

○市民課長（佐藤弘之君） これは、当初予算計上額に対して国保連合会からの通知額がございます。それに従いまして計上しまして、更正減をさせていただいたということでございます。

もう一点、繰入金金の減額なのですが、これにつきましては保険基盤安定の中の保険税軽減分ということで、これが多い、大きな原因でございまして、1,577万6,000円の減額ということでございます。内訳としましては、今回本算定で基盤安定に係る応益割の金額が確定しましたので、それに対して再度計算しまして、計上させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 費目の説明せいと言っておるのではない。あなたたちは、この療養給付交付金、これは言えば退職者にかかわる交付金なのだ。一般被保険者と違う。何でこんな大きな見積もり違いをしておるのかということをおる。大きな見積もり違い。共同事業交付金も同じ見積もり違い。もう一つ大事なのが11の繰入金だ。一番上の国民健康保険税2,543万1,000円、たったこれだけ減らせば、1人三千何ぼの保険税が安くなるという。この繰入金金の1,400万あれば、優に1人当たり5,000円以上安くなると、こう計算なるではないですか。だから、何でこれを三角にしたのだと。それだけ言うと、おまえたちのほうにも、いや、おれのほうにも言い分があるのだ、こういうことを恐らく言うだろう。

そこで、もう一つあなたたちにヒントを与えておく。ことし、21年度の当初に予算編成の際に、あなたたちは基金は1億しか入れていないのです。間違いないですか。たった1億しか入れていない。前の20年はどうかというと、2億入れている。今度は半分しか入れていない。それでいて、繰入金を1,400万減額

したということなら、この繰入金というのは基金も含めてここへ入っておる。単に基盤安定の関係との関連というだけではない。だったら、この1,400万苦勞して減らさぬでもいいわけではない。そうすれば、もっと保険税は安くなると、こういう計算が成り立つのだが、先ほど私が申しあげました基金の投入の仕方は、対前年比で見れば半分なのだと。そうすれば、別に1億さらに基金から入れなさいなどという乱暴なことは言わない。たった1,400万、繰入金を減らさねば1人3,000円が5,000円に減額されると、こういうことになるのだということをおは言っておる。説明願いたい。

○議長（竹内道廣君） 説明を許します。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤弘之君） お答えします。

先ほどの基盤安定の繰入金、保険税軽減分1,577万6,000円の減なのですけれども、これは、この金額につきましてはもうルール上設定されているものでございまして、これ一般会計の予算書の見ただけだと、一般会計、歳入が8ページ、9ページでございまして、ここに計上してあります、中ほどにあります県支出金の中の社会福祉費負担金ということで、マイナスの1,187万5,000円という計上がございまして。これは、先ほどの軽減額の4分の3を県から交付されるということでございまして、この保険税軽減分ということは、これは県負担金に連動しておるものでございまして、先ほど言いましたように本算定を確定しますと、その応益割に準じまして、これは算出されるというものでございまして、よろしくお願ひします。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 私が教えてやるから、よく聞いておきなさい。

基盤安定が減ったということは、こういうことなのだ。あなたたちが国民健康保険税を2,500万減らしたから、そこが減れば、基盤安定というのはわかりやすく言えば貧しい人たちに、所得の少ない人たちに特別に配慮するというのが基盤安定なのだ。だから、一般会計のところへ出てくるのだ。しかし、繰入金というのはそれだけではない。だから、私がわざわざ、恐らくそういう答弁をするであろうと思うから、ことしは基金から1億入れただけではないかと、去年は2億入れたのだよと。だから、去年並みに2億入れろとは言わぬけれども、この1,400万に見合うものを、つまり1億1,400万を基金から入れておけば、優に市民がやっぱり高野市長でなければだめだなど、おれたちのことを考えて国保税安くしてくれておると、こうなるのだというのだ。気迫に欠けるから、たったこれだけのことができないのだと。わざわざちよっと私が知ったかぶって言っておるのではなくて、私もよそから比べると少ないけれども、それでも報酬もらっておる。国保見せたら何にもわからぬ議会だと言われたのでは口惜しいから、こうなのだぞということを言っておるのだ。これから委員会があるので、おれが委員会におるのだ。そのことをよく頭に置いて、何か言い分があったら言ってみなさい。またあとは委員会でやります。どうぞ。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第137号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第133号から議案第137号までは、お手元に配付してあります追加議

案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

○議長（竹内道廣君） 本日の日程は全部終了いたしました。

最終日、30日火曜日は、午後2時から開会をいたします。

本日はこれにて散会します。

午前10時42分 散会